

成員資格と文化的同化

—ウォルツァーを手がかりに—¹

小城 拓理

はじめに

周知のように、外国人参政権導入に反対する論拠の一つに、参政権は国籍を前提にしているというものがある。要するに、参政権は国民に固有の権利なのだから、それが欲しければ日本国籍を取得せよというわけである。従来、国籍については歴史学、社会学、政治学、そして法学で多くの議論が交わされてきた。しかし、この国籍というものが、これまで哲学や倫理学の領域で議論されることは少なかったように思われる。このことは、シティズンシップ研究の第一人者である W. ノーマンや W. キムリッカですら、国籍を考察の対象としていないことから窺えよう²。

だが、そんな中であって、この問題に取り組む数少ない例外の一人に M. ウォルツァーがいる。彼はこの問題の重要性に早くから気付き、著書『正義の領分 (*Spheres of Justice*)』第二章「成員資格 (Membership)」の中で取り上げている。彼はこの問題への注意を喚起し、様々な側面からこれを論じている。しかし、その先見性は認めるものの、私が見るところウォルツァーの主張は多分に問題を含むものであり、首肯し難い。そこで、本稿では、ウォルツァーの議論を検討することで、今後、国家の成員資格である

¹ 本稿は、2007年12月27日に京都女子大学において開催された京都生命倫理研究会での研究発表「成員資格と文化的同化について—ウォルツァーを手がかりに—」に加筆修正を施したものである。発表に際しては、出席者の方々から有益なご教示を頂いたことを記して感謝申し上げます。

² W. Norman and W. Kymlicka, "Citizenship" in *A Companion to Applied Ethics*, eds., R. G. Frey and C. H. Wellman, Blackwell, 2003, p.211.

国籍というものを研究する際の足がかりを築くことを目的とする。

本稿は以下の順序で進む。まず、第一章ではウォルツァーの議論を紹介する。ここでは特に、国（country）をクラブ（club）とのアナロジーで捉えようとするウォルツァーの議論を見ていこう。第二章からは彼の議論の検討に入る。ここではウォルツァーの議論の要であるところの国とクラブとのアナロジーというモデルを分析する。続く第三章では、ウォルツァーの考える文化と成員資格との関係を明らかにしつつ、その主張を吟味する。また、文化と行政府の捉え方にも触れる。そして最後に、今後、国籍について考えていく際に踏まえるべき点をごく簡単にではあるが述べておきたい。

1. ウォルツァーの概略

ウォルツァーによると、財の配分をめぐる正義の思想は一定の集団を前提にしているという³。しかし、この事実は余りにも自明であるのでこれまで問われてこなかった⁴。だが、人口の流動性が高まった現代においては、豊かで自由な国には居住地と成員資格を求めて応募者が殺到している⁵。こうした国はどのような人を受け入れるのかの基準を決める必要に迫られている⁶。まさに国は成員資格という財を配分する基準を問われているのである。ウォルツァーは、入国政策（admissions policies）というものは三つの条件に従っていると考える。第一に、受け入れ国の経済的及び政治的条件であり、第二に受け入れ国の性格と「運命（destiny）」であり、第三に一般的な意味で国（政治的共同体（political community））が持つ性格である。ウォルツァーはこの第三のものを特に取り上げ、この観点から成員資格につい

³ M. Walzer, *Spheres of Justice*, Basic Books, 1983, p.31.

⁴ Walzer, *ibid.*, p.31.

⁵ Walzer, *ibid.*, p.32.

⁶ Walzer, *ibid.*, p.32.

て論じていくと宣言する⁷。

ウォルツァーは、人間は国に強い感情を持っている反面、漠然としたイメージしか持っていないとする。そこで彼は、理解を深めるために国というものを他の三つの共同体、すなわち隣人関係（neighborhood）、クラブ、そして家族（family）とのアナロジーで考えることを提案する⁸。そして、ウォルツァーはそれぞれを論じていくのだが、本稿との関係で重要なのはクラブとのアナロジーであるので、ここではこれに焦点を当てよう。

ウォルツァーが国をクラブとのアナロジーで捉えるのは、両者に二つの共通点があるからである。第一に入退場の非対称性である⁹。簡単に言えば、国もクラブも出るのは自由だが、入るのはそうではないということである。このことは日常的な経験に照らせば容易に理解できよう。クラブには入会規定というものがある。入会希望者はその規定をクリアしているかどうかをすでに成員となっている者に判断されて入会する。同様に国の場合も、各国で定められた条件をクリアしているかどうかを成員によって判断される。ウォルツァーは、国もクラブも、外部の誰一人として内部の者になる権利は持っていないとする¹⁰。だが、退場の場合はそうではない。クラブの場合、入会は規制できても、退会を禁じることはできない。それは本人の自由である。国も同様である。よって、国もクラブも入退場の非対称性という特徴を同じくしているのである¹¹。

しかし、なぜ国もクラブも入場を規制できるのであろうか。それは、ク

⁷ Walzer, *ibid.*, p.35.

⁸ Walzer, *ibid.*, pp.35-36.

⁹ Walzer, *ibid.*, p.40.

¹⁰ Walzer, *ibid.*, p.41.

¹¹ ちなみに、1948年に国連で採択された世界人権宣言では、国内移動と出国の自由は基本的人権として認められているが、他国に入国する権利は認められていない。参考までに以下に全文を記す。「第13条【移動と居住の自由】1すべての者は、各国の境界内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。2すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも離れる権利、及び、自国に戻る権利を有する。」大沼保昭・藤田久一編集代表『国際条約集』有斐閣、2003、p.61.

ラブも国も、その共同体の維持のために、成員間の意識の共有が必要だからである。そしてこれが国とクラブとのアナロジーの第二の理由である。この点に関してウォルツァーは以下のように述べる。

国民たち (citizens) はどのような種類の共同体を創り出したいのか、彼らはどのような他の人々と社会的財を共有したり、交換したりしたいのか。／これらはまさにクラブの成員が成員資格を決定する際に答える質問である¹²。

国もクラブも成員間の意識の共有が重要である。ウォルツァーはクラブの入会審査に国の成員資格の配分を重ね合わせているのだ。このことは以下からも読み取れるだろう。

例えば、受け入れ国の状態と性格やすでに成員である者たちに共有されている理解 (understandings) に訴えることによって、特定の受け入れ基準が議論の対象になる¹³。

けれども、クラブの場合とはかく、国の場合は具体的には一体何を共有する必要があるのだろうか¹⁴。ここでヒントとなるのは、『正義の領分』の序文で、ウォルツァーが特定主義者 (particularist) を自任していることである¹⁵。特定主義者は財の配分を共通の人間本性ではなく、地域的で、個別的

¹² Walzer, *ibid.*, pp.40-41. 引用中亀甲括弧内は引用者の補足。スラッシュは段落が変わっていることを意味する。以下同様。

¹³ Walzer, *ibid.*, p.40.

¹⁴ 「デモクラシーは公的領域や集会といった共同生活を必要としており、そうした場所で進められていることが正統な法と政策の実践という結果になるとしたら、一定の理解が市民の間で共有されていなければならない」。 M. Walzer, *Politics and Passion*, Yale University Press, 2004, p.62.

¹⁵ Walzer, 1983, x iv.

に共有された概念に基づかせる¹⁶。ウォルツァーによると、この共有されている概念こそまさにその共同体を特徴付けるものである。そして、この特徴を維持するために、成員は一定の境界で政治共同体を区切り、入国を制限する必要がある¹⁷。では、国を閉じることによって守られるものは何か。その答えは以下に示唆されている。

文化（culture）と集団の特徴は閉鎖性（closure）に依存しており、それ無しでは人間生活にとって安定したものと思えない¹⁸。

ウォルツァーにおいて守られるべき大切なものの中には、恐らく文化がある。だが、この文化というのは余りにも茫漠としていて掴みどころが無い。しかし、ウォルツァーが文化とは何かを定義している箇所は見出せない。ただ、彼は、国が外部の集団を受け入れる際に、その国の成員たちは自分たちの生活様式（ways of life）がそれによっていかなる変化を被るかを考慮しなければならないと言う¹⁹。とするならば、ウォルツァーの言う文化には、言語、宗教そして生活習慣といった非常に広範なものが含まれると見ていいだろう。

それぞれの国には、その国の歴史と伝統を背負った文化が存在する。そして、文化こそ国という共同体を特徴付けるものであるがゆえに、それを維持するためには国を国境で閉鎖し、入ってくる者を選別しなければならない。では、その基準は何か。それはどのように決定されるのか。選別の役割を担うのは誰か。

これらを問うに際して私が今使用した複数代名詞「我々」が、その

¹⁶ Walzer, *ibid.*, x v .

¹⁷ Walzer, *ibid.*, pp.61-62.

¹⁸ Walzer, *ibid.*, p.39.

¹⁹ Walzer, *ibid.*, p.47.

問いへの習慣的な答えを示している。すでに成員である我々が、その選択を行うのである。それは、我々の共同体において成員資格は何を意味するのかについての理解や、我々はこういった種類の共同体を持ちたいと思っているのかということに基づいてなされる。一つの社会的財としての成員資格は我々の理解によって構成されている。その価値は我々の仕事（work）と会話（conversation）によって決められる²⁰。

クラブが存続のために意識の共有を必要とすること、そして、それを守るために入会希望者を選別することと同じように、国は文化の共有を必要とし、それを守るために国土を国境で囲い、条件を設けて外国人を選別する。そして、その役割を担うのは国の成員、すなわち国民自身なのである。

2. アナロジーと成員資格

2.1 国とクラブとのアナロジー

これまで紹介してきたウォルツァーの議論は二つに要約できる。第一に、国には特有の文化というものがあり、これを維持するためには、成員資格の取得を制限する必要があるということである。第二に、その基準の設定と判断は、すでに成員であるところの国民によって行われるということである。

そして、以上のようなウォルツァーの議論を支えるのは国とクラブとのアナロジーであった。そのアナロジーの根拠は、第一に国もクラブも入退場の非対称性を有していることであり、第二に両者がともに内部の成員の意識の共有を必要としていることであった。本章では、まず、国とクラブとのアナロジーというウォルツァーの理論モデル自体を分析していこう。

²⁰ Walzer, *ibid.*, p.32.

結論から先に言えば、私はウォルツァーにおける国とクラブとのアナロジーは、ミスリーディングと考える。というのも、ウォルツァーのアナロジーは、国とクラブの様々な差異を無視してしまっているからである。

そもそも、クラブとは何であろうか。簡単に言えば、それはある特定の目的のために設立され、それを共有する者同士による私的な共同体のことであろう。もちろんクラブの目的はクラブごとで異なってかまわない。しかし、ウォルツァーによってクラブとのアナロジーで語られる国には一体どのような目的があるだろうか。また、仮にそのような目的があったとしても、それが国の成員である国民全員によって共有されるであろうか。これは相当に疑問である。何より、J. H. カレンズが言うように、国とクラブとではその規模が違い過ぎるのである²¹。クラブは特定の目的のために設立される上に、人数が少ないので成員の目的意識の共有も可能であろう。これに対して、国はクラブとは比較にならないほどの人口を抱えている。何より、ウォルツァーの念頭にある国というのは豊かな先進国のことなのである²²。たとえウォルツァーの主張がクラブに当てはまるとしても、その規模の違いゆえに、同じ主張が国にも当てはまるとは限らないのである。

また、両者は設立の仕方も異なっている。クラブは明確な目的を共有する複数の個人によって、ある瞬間に意図的に設立され、継続するものである。だが、国はどうであろうか。国はクラブとは違って、明確な目的も意図も無いまま、時間をかけてゆっくりと形成されてきたものであろう。しかも、クラブは成員の自発的な意志によって平和裡に作られるかもしれないが、およそ国というものの歴史を振り返ってみると、そこには多くの暴力が満ち満ちているのが実情であろう。V. ベイダーが批判するように、ウォルツァーは国をクラブとのアナロジーで捉えようとすることで、国の持

²¹ J. H. Carens, "Aliens and Citizens: The Case for Open Borders", *The Review of Politics*, vol 49, 1987, pp.267-268.

²² Walzer, *ibid.*, p.32.

つ暴力性を看過してはいないだろうか²³。

さらに、国とクラブは、人間にとっての重要性が全く違う。そもそも、クラブに属するかどうかは個人の判断による。本人がクラブに入りたければ入ってよいし、入りたくなければ入らなくてよいのである。所属するか否かは本人にとってのクラブの重要性に基づく。従って、クラブに属することに重要性を見出さない人間はクラブに属さなくともよい。また、そのことによって別段不利な立場になるということもないだろう。

ところが、これに対して、国に属さないことは人間にとって極めて不利なことが生じる危険がある。A. ダメットの表現を借りるならば、人間は、クラブが無くても生きていけるが、国が無くては生きていけないのである²⁴。実は、このことはウォルツァー自身も認めている。国に属さない人は、市場に参加できても弱い立場にある。彼らは共同体の中で保証された場所を持っておらず、常に追放の危険に付きまといられる。ウォルツァーによると、このような状態は限りなく危険である²⁵。だが、奇妙なことに彼はこのことに気付きながらも、国とクラブとのアナロジーを用い続ける。その理由は定かではないが、気楽に出入りでき、しかも入るも入らないも本人次第というクラブと、所属できるかどうか切実な国とは、次元の異なる共同体ではないだろうか。以上のような国とクラブとの数々の相違点を見れば、両者のアナロジーが成り立つと考えるウォルツァーの主張がいかにもミスリーディングであるかが理解できよう。

2.2 成員資格という財

次に、成員資格の配分についてのウォルツァーの議論を検討していこう。

²³ V. Bader, "Citizenship and Exclusion: Radical Democracy, Community, and Justice. Or, What Is Wrong with Communitarianism?", *Political Theory*, vol 23(2), 1995, p.218.

²⁴ A. Dummett, "The transnational migration of people seen from within a natural law tradition", in *Free Movement*, eds., B. Barry and R. E. Goodin, Pennsylvania State University Press, 1992, p.175.

²⁵ Walzer, *ibid.*, p.32.

まず、国やクラブの成員は成員資格を自分たちで決定できるというウォルツァーの主張は本当だろうか。前述のように、ウォルツァーは、成員資格の配分は成員のみが行えると考えている。その根拠は恐らく以下のようなウォルツァーの正義観にある。

配分的正義についての実質的な説明は全てローカルな説明である。

〔中略〕正義は、場所、名誉、仕事、共有された生活様式を構成しているあらゆる種類のものについてのはっきりとした理解に基づいている。これらの理解を踏みにじることは、(常に)不正に行為することである²⁶。

財の配分は、それが行われる共同体における理解に基づかなければならないのである。

しかし、私は以上のようなウォルツァーの主張にも疑義を呈したい。ここで強調したいのは、権利の拡張を巡る歴史である。そもそも、人類史を振り返れば、事実は必ずしもウォルツァーの言う通りには展開していない。例えば、奴隷解放運動や女性参政権運動は、当時の多数派が共有するような信念では必ずしもなかった。つまり、ウォルツァーが言うようなある特定の文脈から擁護しうるものではなかった。S. ベンハビブが喝破するように、これらの運動はまさに特定の文脈を超越するようなものであったことを忘れてはならない²⁷。

さらに、権利というのは、権利を持たない者たちが、その権利を有する者たちに働きかけたり、交渉したりして獲得されてきた側面がある。言うなれば、権利の獲得とは、権利を持たない「外部」の者たちが、権利を有

²⁶ Walzer, *ibid.*, p.314.

²⁷ S. Benhabib, "Ungrounded Fears: American Intellectuals and the Spectre of European Harmonization—A Response to Michael Walzer and Noah M. J. Pickus", *Responsive Community*, Fall 2001, pp.90-91.

する「内部」の者たちに訴えかけ、彼らを動かした結果であることがしばしばあるのだ。もちろん、それでもなお、成員資格の最終決定権は成員にあると主張することは可能である。だが、その決定は外部から一切の影響を排したものではない。成員資格の決定が必ずしも成員の独断である必然性は無いのだ。P. コールが指摘するように、成員資格は成員と非成員との交渉で決定することも本来可能なのである²⁸。それにも関わらず、ウォルツァーは最初から成員資格の決定が成員の専管事項だと考えてしまっている。

では、なぜウォルツァーは成員による成員資格の決定を当然視してしまったのか。それは、やはり彼が国をクラブとのアナロジーで考えてしまったからであろう。前述のように、クラブの場合、成員とは、過去にそのクラブへの入会を意図し、そのクラブの設定する入会規定をクリアしてきた者である。言い換えれば、成員とは、数あるクラブの中から特定のクラブを選択し、成員資格という財を自らの力で獲得した者たちである。

しかし、実際には、国の成員資格とクラブのそれとは著しく異なる。大部分の国民は数ある選択肢の中から特定の国を選択したわけではない。つまり、国民の大多数は成員資格という財を意図したわけでもなければ、努力で勝ち取ったわけでもないのだ²⁹。クラブの成員資格の場合、成員はそれを獲得するために必要な条件をクリアすべく、多くの努力を払ってきた可能性があるが、国の成員資格の場合、大部分の国民はそれをたまたま手にしたに過ぎないのである。従って、国とクラブの成員資格の取得の仕方は明らかに異なる。ところが、ウォルツァーはこの事実を看過し、両者を同じ次元で論じてしまっている。国の成員資格の配分は、クラブのそれと同じでいいのだろうか。ウォルツァーの主張には多分に疑問が残る。

²⁸ P. Cole, *Philosophies of Exclusion*, Edinburgh University Press, 2000, pp.71-72.

²⁹ J. H. Carens, "Migration and morality: A liberal egalitarian perspective", in *Free Movement*, p.26.

3. 文化と成員資格

3.1 文化の捉え方

本章では、ウォルツァーの文化と成員資格に関する主張を吟味しよう。最初に、ウォルツァーの文化の捉え方を疑問に付しておきたい。前に見たように、彼は文化を保護するためには外部の者を排除することの必要性を強調していた。しかし、コールが疑問視しているように、この主張は決して自明のものではない³⁰。それどころか、現実世界の文化というものがもともとハイブリッドであることに鑑みれば、ウォルツァーは余りにも文化というものを固定的、静的に考え過ぎている³¹。そもそも、これまで連綿と続いてきた文化というものには、互いに交じり合い、新たなものを生み出しながら展開してきた側面もあるはずである。だが、ウォルツァーはこの側面を捉え損なっているように見受けられる。もちろん、先住民などのマイノリティの文化の保護のために非マイノリティの移動が制限されることはあるだろう³²。しかし、D. イングラムも言うように、すでに多種多様な文化が存在している国に同じことが当てはまるとはとても思えない³³。なぜなら、マイノリティの場合と違って、そこには全員によって共有される文化というものがそもそも存在しないからである。

3.2 文化と成員資格

次に、文化と成員資格の関係についてのウォルツァーの所論を検討しよう。ここでは特にアメリカを例に取り上げる。アメリカに焦点を絞るのは、ウォルツァー自身がアメリカについて詳論しているためでもあるが、もう一つ理由がある。それはウォルツァーが、移民社会（immigrant society）で

³⁰ Cole, p.74.

³¹ Bader, p.220.

³² 実際、アメリカやカナダでは、先住民の文化の保護を目的として、非先住民の移動の自由が制限されているところもある。井上達夫『普遍の再生』岩波書店、2003、p.183.

³³ D. Ingram, *Group rights*, University Press of Kansas, 2000, p.138.

あるアメリカにおける成員資格の取得は、国民国家（nation-state）のそれと比べて容易だと考えているからである。つまり、アメリカについてのウォルツァーの主張を理解すれば、国民国家にそくした主張も十分推察できる。

さて、ウォルツァーによると、現在、世界にあるほとんどの国が国民国家である³⁴。端的に言えば、国民国家とは多数派民族（majority nation）が権力を握る国家である³⁵。そして、多数派民族はその権力を自らの文化の継続のために利用するがゆえに文化的には中立ではありえない³⁶。従ってこのような国民国家においては、マイノリティに対する多数派への同化（assimilate）の圧力が強い³⁷。ウォルツァーは民族的にも地域的にも同質な国民国家の例として、フランス、オランダ、ノルウェー、ドイツ、日本、そして中国などを挙げている³⁸。もちろん、国民国家においては成員資格を取得することが困難であることは想像に難くない。なぜなら、そこでは多数派民族が自らの優位を保つために成員資格を制限することが許されるからだ³⁹。

一方、移民社会であるアメリカの事情は国民国家のそれとは全く異なる。ウォルツァーは、アメリカの市民権を取得することはとても容易だと言う⁴⁰。

〔アメリカでは〕教会への参加も他の文化的に特有な実践も市民権の条件に転換されてはいない。よって、自らの集団から逃れ、支配的な政治的アイデンティティ（この事例ではアメリカ人）を獲得す

³⁴ M. Walzer, *On Toleration*, Yale University Press, 1997, p.24.

³⁵ Walzer, *ibid.*, p.55.

³⁶ Walzer, *ibid.*, p.25.

³⁷ Walzer, *ibid.*, p.26.

³⁸ Walzer, *ibid.*, p.94.

³⁹ M. Walzer, “In Response: Support for Modesty and the Nation-State”, *Responsive Community*, Spring 2001, p.30.

⁴⁰ 我が国では“citizenship”という語は「国籍」というよりも「市民権」と訳されるのが慣例であるが、アメリカでは一般には国籍を意味するものとされるので、ここではそのように理解して頂きたい。この点に関しては以下を参照した。高佐智美『アメリカにおける市民権』勁草書房、2003、pp.6-12.

ることは比較的容易であり、決して侮辱的なものではない⁴¹。

しかし、なぜアメリカでは市民権を取得するのは容易なのか。理由は二つある。第一に、アメリカ国民という身分そのものが中立的だからである。

アメリカ合衆国は、様々な文化を有する諸民族からなる政治的国家である。市民権は、あらゆる種類の民族的な特定主義から切り離されている。この国家は、民族的にも、エスニック的にも、人種的にも、宗教的にも中立である⁴²。

アメリカでは市民権から人種やエスニシティが分離されている⁴³。よって、アメリカ人という身分は何ら文化的な特徴を帯びていないがゆえに、アメリカ人になるということは容易なのである。

アメリカ人になることが容易な第二の理由は、それが政治的な意味に限定されるからである。少し長いが引用しておきたい。

移民たちが到着し、居住していくにつれて、一人ずつアメリカ人になっていったとしても、彼らはただ政治的な意味でそうなっただけである。つまり、彼らはアメリカ合衆国の国民になったのだ。〔中略〕しばらくの間は、いや恐らく極めて長い間、アメリカ合衆国は居住地と市民権は共有するが、共通の歴史と文化を持っていない多くの民族から構成された国であっただろう⁴⁴。

政治的な意味でアメリカ人になるとは、市民権を取得することである。し

⁴¹ Walzer, 1997, p.33.

⁴² M. Walzer, *What it Means to be an American*, Marsilio, 1992, p.9.

⁴³ M. Walzer, "Response to Veit Bader", *Political Theory*, vol 23(2), 1995, p.248.

⁴⁴ Walzer, 1992, p.59.

かし、移民たちはアメリカ人になったとしても、文化的、宗教的には自分たちの出自のものを守り続けた⁴⁵。逆に言えば、自分の出身民族の慣行を守りながらも、市民権を取得できるような仕組みがアメリカにはあったわけだ。そしてそれが可能なのは、移民社会アメリカでは中立性がうまく働いているからである⁴⁶。以上のような理由から、ウォルツァーは、国民国家に比して、アメリカ人になるということが容易であると結論付けたのである。

3.3 市民宗教というハードル

だが、アメリカ人になることは本当に容易なのであろうか。彼は成員資格を取得するための条件について具体的に書いているわけではないので、推測するしかないのだが、実のところ、ウォルツァーの見立てとは異なり、移民社会アメリカにおける成員資格の取得はそう容易ではないと思われる。彼は、アメリカでは政治と文化が分けられているので、アメリカ人になることは政治的な意味に限定されており、私的な領域では出自の文化を営んでよいとしていた⁴⁷。しかし、ここで注意しなければならないのは、そういった私的な領域での自文化の享受が、政治的な意味でアメリカ人になることを前提にしているという点である。このことは以下の箇所にも如実に表れている。

例えば、イタリア系アメリカ人についているハイフンは、他のアメリカ人による「イタリア人らしさ」の受容を象徴し、それと同時に、「アメリカ人」ということは強い文化的な主張あるいは特有の文化的な主張を持たない政治的アイデンティティであるということの承認を示している。〔中略〕これこそ、イタリア人らしさが寛容に扱わ

⁴⁵ Walzer, *ibid.*, p.59.

⁴⁶ M. Walzer, “The New Tribalism: Note on a Difficult Problems”, in *Theorizing nationalism*, ed., R. Beiner, 1999, p.208.

⁴⁷ Walzer, 1997, p.33.

れる唯一の形式である⁴⁸。

もちろん、ハイフンの左側にはイタリアだけでなく、色々な民族名が入る。そして、そういった様々な出自を有する人々は、アメリカ人となることによって初めて寛容に扱われるというわけである。実際、ウォルツァーは、アメリカに居住する外国人はできるだけ速やかに市民権を取得するべきだと考えている節がある⁴⁹。

だが、なぜアメリカ人になることが重要なのだろうか。それは、多種多様な出自を有するアメリカ人を一つにまとめることができるのが、恐らく「アメリカ人」という意識であるからだろう。例えば、ウォルツァーはアメリカには徹底的な多元性と単一の市民性 (citizenship) があると書いたり⁵⁰、アメリカ人としての市民性を支持する議論を展開したいとも述べたりしている⁵¹。

そして、ウォルツァーがとりわけ熱心に論じるのがアメリカの市民宗教 (civil religion) である⁵²。なぜ市民宗教が重要なのか。それは、これこそがアメリカの多種多様なアイデンティティを調整するものだからである⁵³。では、ウォルツァーの考えるアメリカの市民宗教とはどのようなものであるか。彼によると、市民宗教は公立学校で教えられるものである⁵⁴。そして、その具体的な教育内容は、アメリカの憲法制度の価値や建国の英雄たち、

⁴⁸ Walzer, *ibid.*, p.33.

⁴⁹ Walzer, 2001, p.29.

⁵⁰ Walzer, 1992, p.17.

⁵¹ Walzer, *ibid.*, p.10.

⁵² ウォルツァーは市民宗教を論ずる際に、R. N. ベラーに言及しているので、参考までにベラーによる市民宗教の定義を載せておきたい。「市民宗教というものによって、私はあらゆる民族の生の中に見出されると思う宗教的次元、すなわち、民族が超越的実在と照らして歴史的経験を解釈するための次元を指し示す」。R. N. Bellah, *The Broken Covenant* (2nd ed.), University of Chicago Press, 1992, p.3.

⁵³ Walzer, 1997, p.80.

⁵⁴ Walzer, *ibid.*, p.76.

そして現在の指導者が有する徳であるという⁵⁵。言い換えれば、市民宗教とはアメリカという寛容な体制の歴史と哲学であり、そしてそれは公立学校で共感を込めて教えられねばならない⁵⁶。公立学校は、アメリカの市民宗教を教え、アメリカ国民を生み出すことを目指すべきなのである⁵⁷。そして、こうした市民宗教が広まることで、アメリカ人は互いを寛容に扱うようになるのだという。

市民宗教は部分的な差異についての寛容を促進する。あるいは、差異を部分的に過ぎないものとして考えるように促す。我々はアメリカ人であるが、同時に他の何者かでもあり、そして、アメリカ人である限り、他の何者かとして安全なのである⁵⁸。

さて、市民宗教がアメリカ国民を生み出すことを目的としている以上、これを身につけているかどうかは成員資格の条件になると考えるのは自然であろう。しかし、この市民宗教は、ウォルツァーが思うほど受け容れられやすい代物ではない。まず注意しなければならないのは、ウォルツァーの市民宗教には相当広範囲の文化的なものが盛り込まれているということである。例えば、ウォルツァーはアメリカの政治制度はイギリス系アメリカ人の歴史や文化に照らして最もよく理解できるとしているし⁵⁹、また自分が称揚するアメリカのリベラリズムはプロテスタンティズムとイングランドに起源を有することをはっきりと認めている⁶⁰。さらに、言語に関してもウォルツァーは、英語が長らくアメリカの公用語として認められていること、そして英語以外の言語を用いようとする運動が存在しなかったことから、

⁵⁵ Walzer, *ibid.*, p.71.

⁵⁶ Walzer, *ibid.*, pp.109-110.

⁵⁷ Walzer, *ibid.*, p.110.

⁵⁸ Walzer, *ibid.*, p.79.

⁵⁹ Walzer, *ibid.*, p.32.

⁶⁰ Walzer, *ibid.*, p.74.

アメリカにおける英語の使用を当然視している観がある⁶¹。よってウォルツァーの市民宗教は相当程度の文化的内実を備えていると言っていいだろう。

さらに、市民宗教の受容が困難であるどころか、侮辱と取られる可能性すらある。例えば、ウォルツァーにとっては称えられるべきアメリカ建国の英雄たちの中には奴隷主がいたわけであり、また彼らはネイティブ・アメリカンからすれば、侵略の片棒を担ぐ者であったことは今更言うまでもない。そういった負の側面を持つ者たちを一様に寿ぐべきものとするのは強引ではないだろうか。こうしたことに鑑みると市民宗教は、イギリス系アメリカ人からはともかく、それ以外の出自を持つ人々からすんなりと受け容れてもらえるかどうか定かではない。

ウォルツァーは、アメリカ人の忠誠は政治的な忠誠でしかないとしていた⁶²。しかし、その忠誠を支えるものを検討してみると、結局のところ彼はアメリカを事実上の国民国家と見なしているのではないか。なぜなら、彼は国境で囲まれた国の内部には、国民によって共有される均質一様な文化が存在しているかのように語るからである。井上達夫に倣うならば、ウォルツァーはいつのまにか「国民的共同文化」なるものの存在を前提にしているように思える⁶³。M. ブレイクが言うように、このような文化の想定は、それを共有しない者たちを二級市民に追いやる危険がある⁶⁴。ことここにいざなると、ウォルツァーが否定的に捉える国民国家フランスと移民社会アメリカとの距離は、彼が思っているほど遠くないと言わざるをえない。そして、そうであるがゆえに、ウォルツァーの考える成員資格の条件は厳しい

⁶¹ Walzer, 1992, p.61. キムリッカは、ウォルツァーの英語の捉え方が歴史的に見てミスリーディングであるとしている。 W. Kymlicka, "Minority Nationalism within Liberal Democracies", in *The Rights of Nations*, eds., D. M. Clarke and C. Jones, St. Martin's Press, 1999, pp.103-104.

⁶² Walzer, 1992, p.82.

⁶³ 井上達夫, pp.285-286.

⁶⁴ M. Blake, "Immigration", in *A Companion to Applied Ethics*, p.233.

ものに思われる⁶⁵。

3.4 文化と行政府

最後に、ウォルツァーの考える国の行政府と文化との関係についても少し見ておきたい。ウォルツァーは、文化を守るために必要とされる成員資格の規定を議会に委ねている⁶⁶。成員資格の実際の運営まで含めると、恐らく彼は行政府に文化の保護を期待していることが看取される。だが、この見通しが甘いことは近代以降の歴史が証明してくれるだろう。例えば、アメリカにおいて英語が今日一般的であるのは、まさにアメリカの行政府がそのように図ったからに他ならない⁶⁷。もちろん、このような現象はアメリカだけに限ったことではない。近代以降、多くの国で国民共有の文化を創出するために、地方の数多くの文化、特に方言が行政府によって消滅させられていったのである⁶⁸。歴史的に見れば、行政府は、ウォルツァーが期待するような文化の守護者というよりも、その敵という役回りを演じてきた事実を忘れてはならないだろう。

さらに、行政府を文化の守護者とするウォルツァーの論理を貫徹させると、彼自身も受け入れ難い帰結が生じる可能性がある。それは、ウォルツァーの前提である国の入退場の非対称性を覆すものである。すでに見たように、ウォルツァーは、クラブとのアナロジーを用いながら、国は文化の保護のために入国を規制できるが、出国に関しては規制できないとしてい

⁶⁵ この節におけるウォルツァーの市民宗教についての解釈は、以前私が執筆した論文に対する安彦の批判に示唆を受けている。安彦一恵「リプライ(一)」『DIALOGICA』滋賀大学教育学部倫理学・哲学研究室、第17号、2014、pp.14-15。

⁶⁶ Walzer, 1983, p.40.

⁶⁷ 「合衆国は、1848年のメキシコ戦争において南西部を征服した際、長期にわたって定住してきたラテン系アメリカ人からスペイン語使用権と制度を取り上げ、彼らが容易に投票できないように識字能力テストを課し、ラテン系アメリカ人が劣勢になるように、大規模な移民を奨励したのである」。W. Kymlicka, *Contemporary Political Philosophy* (2nd ed.), Oxford University Press, 2002, p.351.

⁶⁸ Bader, p.219.

た。しかし、R. グッディンが鋭く指摘するように、そもそも、ある理由に基づいて入場を規制できるのであれば、なぜ同じ理由に基づいて退場を規制することができないのか⁶⁹。つまり、ウォルツァーの場合、文化の保護のためには入国と同様、出国をも規制できる可能性が生じてくるのである。それどころか、カレンズが危惧するように、ウォルツァーの主張からすれば、文化の保護のためにゆくゆくは国内移動の自由すらも制限されてしまうかも知れない⁷⁰。だが、ウォルツァー自身は、自らの議論がこのような帰結を招くことに気付いていないように見受けられる。以上のように、ウォルツァーによる文化と成員資格、そして行政府に関する見解には数多くの問題が見出されるのである。

おわりに

本稿は、ウォルツァーの論考を俎上に載せ、批判的に検討し、それが多くの問題を含むものであることを示した。では、これに取って代わるべき成員資格の議論はどのようなものであろうか。ここではまだそれを提示することはできないが、少なくともそれは二つのことを踏まえる必要があると思われる。第一に、現代においては、国民一般に共有される文化など存在しないという地点から出発することである。そして第二に、多数派民族への文化的同化を成員資格の条件にしないことである⁷¹。多種多様な出自を持つ人々を包摂する成員資格には、この二点を前提にすることが必要と思われる。以上の点を踏まえた成員資格がどのような内実を備えることになるのか、そして日本の国籍制度がどのようなものになるべきかに関しては

⁶⁹ R. E. Goodin, "If people were money..." in *Free Movement*, pp.12-13.

⁷⁰ Carens, 1987, p.267.

⁷¹ 「近代国家はこの市民権という資源に着目し、国籍と一体化させて、忠誠心を以って帰属を誓う者に対してのみ国籍（市民権）を与えるという条件を付けた。『異質なる少数者』には同化するまで国籍を供与しないという圧力をかけることで、国家への統合を果たした」。鄭暎恵『〈民が代〉斉唱』岩波書店、2003、p.161.

別稿を期したい。

(了)

文献表

- Bader, V. “Citizenship and Exclusion: Radical Democracy, Community, and Justice. Or, What Is Wrong with Communitarianism?”, *Political Theory*, vol 23(2), 1995.
- Bellah, R. N. *The Broken Covenant*(2nd ed.), University of Chicago Press, 1992.
(ベラー『〈新装版〉破られた契約』松本滋・中川徹子共訳、未来社、1998.)
- Benhabib, S. “Ungrounded Fears: American Intellectuals and the Spectre of European Harmonization—A Response to Michael Walzer and Noah M. J. Pickus”, *Responsive Community*, Fall, 2001.
- Blake, M. “Immigration”, in *A Companion to Applied Ethics*, eds., R. G. Frey and C. H. Wellman, Blackwell, 2003.
- Carens, J. H. “Aliens and Citizens: The Case for Open Borders”, *The Review of Politics*, vol 49, 1987.
- . “Migration and morality: A liberal egalitarian perspective” in *Free Movement*, eds., B. Barry and R. G. Goodin, Pennsylvania State University Press, 1992.
- Cole, P. *Philosophies of Exclusion*, Edinburgh University Press, 2000.
- Dummett, A. “The transnational migration of people seen from within a natural law tradition”, in *Free Movement*.
- Goodin, R. “If people are money...”, in *Free Movement*.
- Ingram, D. *Group rights*, University Press of Kansas, 2000.

W. Norman and W. Kymlicka, "Citizenship", in *A Companion to Applied Ethics*, eds., R. G. Frey and C. H. Wellman, Blackwell, 2003.

Kymlicka, W. "Minority Nationalism within Liberal Democracies" in *The Rights of Nations*, eds., D. M. Clarke and C. Jones, St. Martin's Press, 1999.

—————. *Contemporary Political Philosophy*(2nd ed.), Oxford University Press, 2002.

(キムリッカ『新版現代政治理論』千葉眞・岡崎晴輝訳者代表、日本経済評論社、2005.)

Walzer, M. *Spheres of Justice*, Basic Books Inc., 1983.

(ウォルツァー『正義の領分』山口晃訳、而立書房、1999.)

—————. *What it Means to be an American*, Marsilio, 1992.

(ウォルツァー『アメリカ人であるとはどういうことか』古茂田宏訳、ミネルヴァ書房、2006.)

—————. "Response to Veit Bader", *Political Theory*, Vol 23(2), 1995.

—————. *On Toleration*, Yale University Press, 1997.

(ウォルツァー『寛容について』大川正彦訳、みすず書房、2003.)

—————. "The New Tribalism: Notes on a Difficult Problems", in *Theorizing nationalism*, ed., R. Beiner State University of New York Press, 1999.

—————. "In Response: Support for Modesty and the Nation-State", *Responsive Community*, Spring 2001.

—————. *Politics and Passion*, Yale University Press, 2004.

(ウォルツァー『政治と情念』齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一共訳、風行社、2006.)

安彦一恵「リプライ(一)」『DIALOGICA』滋賀大学教育学部倫理学・哲学研究室、第17号、2014.

http://www.edu.shiga-u.ac.jp/dept/e_ph/dia/dia17_abiko-reply1.pdf

井上達夫『普遍の再生』岩波書店、2003.

大沼保昭・藤田久一編集『国際条約集』有斐閣、2003.

高佐智美『アメリカにおける市民権』勁草書房、2003.

鄭暎恵『〈民が代〉斉唱』岩波書店、2003.

(こじょう たくみち 愛知学院大学 総合政策学部 講師)